

守護赤松氏の領国支配と嘉吉の変

水野恭一郎

【要約】南北朝内乱期より応仁文明大乱期への時代は政治史の上において室町幕府・守護領国制の展開期として把握される。この時期における幕府権力と守護の領国支配との関係、および、守護領国における守護大名の領主権の実体、在地勢力の動向を究明することが本稿の目的である。素材として赤松氏の領国をとりあげたのは、赤松氏がこの時期に、殊に在地勢力の成長の著しい畿内周辺に守護領国を形成し、同時に幕府権力の有力なる一環をも構成した守護大名であり、かつ室町幕府・守護領国制が破綻を暴露する一契機ともなった嘉吉の変の当事者でもあり、赤松氏が播磨の一土豪的存在から播磨作三國にわたる守護領国を形成し、しかも嘉吉の変によつて没落して行く過程の究明は、如上の目的に添いうる好適の素材たり得ると考えたからである。まず(一)赤松氏の守護領国形成の様相をたずね、次に(二)室町幕府専制下における赤松氏の領国支配の実体を考察し、(三)嘉吉の変において室町幕府・守護領国制が如何なる破綻を暴露するかを、在地勢力との関係をその底辺に置きつつ考えてみた。

はしがき

嘉吉元年六月二十四日、当時播磨・備前・美作三国の守護大名であつた赤松満祐が、室町將軍足利義教を京都西洞院一条の自第に迎えて猿楽の宴を催し、席上義教を弑害したところのいわゆる嘉吉の変は、「將軍如此大死、古來不聞其例事也」と「看聞御記」にも記された室町幕府の政治史

の上における一つの衝撃的な事件であつた。室町幕府の侍所別当を兼ね、いわゆる四職家のーとして、本来幕府権力の一環を構成する有力なる守護大名たる赤松満祐が、その幕府権力の頂点にある室町將軍義教弑害の挙に出でるまでにこれと反撥しなければならなかつた事情には、そこに如何なる史的条件が伏在していたのであろうか。そしてまた、かかる非常手段を敢てした守護赤松氏が、変後において、

その守護領国があまりにも脆くも崩れ去り、没落しなければならなかつた理由は何處にあつたのか。室町幕府の專制的支配者將軍義教と守護大名赤松氏との上に起つたこの一連の事象の究明は、室町初期、守護領国の展開期における幕府権力と守護の領国支配との関係、また守護の領国支配といふものの存在形態を解明する上の一つの素材となり得るものと思われる。本稿はかかる意図のもとに、この事件の当事者たる守護赤松氏の領国支配の展開の様相をたどりつつ、嘉吉の変に至る歴史的背景を究明しようとしたものである。

一、守護赤松氏の成長と在地領主の動向

播磨の土豪としての赤松氏の名が史上に大きくあらわれてくるのは、赤松則村（入道内心）が元弘の争乱に宮方に参じ、元弘三年足利尊氏と共に京都の六波羅府攻略に活躍して以来のことである。則村以前における赤松氏の動静については十分明らかにすることが出来ないが、赤松系図や赤松記などが伝えるところの、建久年間祖先則景が播磨国佐用庄の地頭職に補せられたとの所伝は、ほぼ信じてよいも

のと思われる。佐用庄は、東福寺文書の建長二年十一月付の九条道家の家領处分状の中に、右大臣九条忠家の新御領として、和泉国日根庄、伊勢国林西庄、出雲国末次庄などとともに、播磨國佐用庄内、東庄・西庄・本位田・新位田・豊福村・江河村（佐用郡）赤松村（赤松郡）千草村・土万村（上美郡）が挙げられており、鎌倉中期には九条家の家領であつて、佐用郡の大部分と赤穂郡の北部、宍粟郡の西部にわたる、ほぼ千種川の中流から上流一帯の地域を占める大庄であつたことが知られる。赤松氏は、この九条家領佐用庄の地頭として、庄内赤松村に居を占め、鎌倉時代中末期にかけて、その一族を漸次庄内およびその周辺に繁衍せしめ、西播における土豪ノ在地領主としての支配勢力を形成しつつあつたと思われる。赤松氏一族の赤松系図・有馬系図・石野系図・上月系図などによれば、則村以前において赤松氏の嫡流から分派した庶流に、宇野・得平・柏原・間島・上月・佐用・櫛田・豊福・太田などの名が見られるが、宇野氏が佐用庄に西隣する宇野庄の地頭乃至は莊官であつたと推測される外、得平氏は佐用庄得平名の名主であり、その他の諸氏も大体佐用庄内の地名にその名称が見られるので、

佐用庄を中心にこれら赤松一族の族的結合勢力が形勢されていたと考えられる。また揖西郡浦上庄の地頭浦上氏、あるいは小寺氏などは姻戚関係を通じての一統であつたと思われる。^②元弘の争乱における赤松則村の活動が、これらの族的結合勢力を根幹としたものであつたことはいうまでもあるまい。

しかしながら、この元弘の争乱を経て建武中興が成った後、宮方として活動した有功將士に対する論功行賞において、赤松氏に対し附与された恩賞は極めて微少であつた。『太平記』には赤松則村に対する恩賞の微少であつたことについて、「公家武家ノ輩、二箇國三箇國ヲ賜リケルニ、サシモノ軍忠有シ赤松入道同心ニ佐用庄一所計ヲ行ハレ、播磨ノ守護職ヲハ程ナク召返サレケリ、サレハ建武ノ乱ニ円心俄ニ心変シテ朝敵トナリシモ、此恨トソ聞ヘシ」^③と記してあり、則村が一度与えられた播磨守護職を召返されたということの事情は明らかでないが、播磨国司の任は新田義貞に与えられており、則村がその功に報いられること少なかつたことは確かのようである。このことは結局は、当時の赤松氏が、西播の一隅佐用庄の一土豪＝地頭的在地領

主たるの域をなお多く出する存在でなく、中央における發言力も微弱な小勢力であつたことを示すものと見てよいであろう。かくして赤松氏の地頭的小領主勢力から地域の大領主勢力への成長は、この後、南北朝分裂後における足利氏の与党としての赤松則村およびその子範資・貞範・則祐らの活動を通じてであつた。

赤松則村が足利尊氏から播磨守護に補せられた時期は明確ではない。しかし足利尊氏の中興政府よりの離反と同時に、赤松則村・範資父子はその与党に参じており、建武三年二月、尊氏が一度京都に敗れて鎮西へ下るに際し、播磨国室津において諸将とともに今後の方策を議して、四国および中国の国々を防衛すべき「大將」を定めた際、「播磨は赤松」と定められたと「梅松論」に見えており、このことが直ちに則村の播磨守護職補任を意味するかどうかには疑問があるとしても、その後足利尊氏が京都を回復し足利政権が樹立されて後、同年十一月十八日、賀茂社領播磨室御厨の下司職并に公文職に対する室四郎朝兼の濫妨を停止すべき旨の尊氏の御教書を、赤松則村をして遵行せしめるから、^④則村の播磨守護職補任は、いずれにしても建武三

年と見てよいであろう。更に三年後の暦応二年三月には、

赤松範資に対し、摂津国の水無瀬殿御影堂領に守護使を

入部せしめて兵糧米を譴責することを停止すべき旨の院宣

を幕府が伝達したことから、則村の嫡男範資が、この

時以前に摂津守護に補せられていることも明らかである。

かくして、以後、赤松氏は守護という幕府から附与された権威を背景に、南北朝内乱の経過の中に、漸次、領国内の在地小領主層の被官化と、直轄所領の拡大を進めつつ、地域の大領主＝守護大名への成長の過程をたどつて行つたと思われる。

守護赤松氏一門の直轄所領の拡大の状況は、十分これを明確に知り得る史料に欠けているが、森川文書の中に、赤松範資に対して与えられた次のとき所領安堵状写がある。⁽⁶⁾

御判

下 赤松美作権守範資

可令早領知播磨國佐用庄内赤松上村、三川村、江川郷太田方広瀬方弘岡方、本位田、下得久、同國五箇庄内宿村付下司公文、木村、政所名、大津村、同國淡河庄内下村、同國白旗鎮守八幡春日両社神主職、伯耆國八橋郡内大井下郷事、

右以亡父円心遺領、連枝等各所支配也者、早任今年七月廿八日狀、可令領掌之狀如件

観応元年十二月五日

この所領安堵状は、観応元年正月赤松則村の没後、諸子に分与された所領の中、惣領範資に譲与された分の所領に対する足利尊氏の安堵状と考えられるが、ここに記されている播磨國內の所領の中、五箇庄は揖西郡、淡河庄は東播州の美嚢郡内であつて、本貫地佐用郡佐用庄の外に、かなり広く領国内に散在している。この所領は、赤松氏の本貫地た

る佐用庄や、その本城たる白旗の鎮守八幡春日両社神主職などの含まれている点から、惣領としての範資に譲与されたものと思われ、範資はこの後間もなく翌年四月に卒し、その後赤松氏の惣領的な地位は弟則祐が保持しているから、恐らく則祐に伝領され、範資の子光範は、摂津守護職とともに、もともと範資が保有していた筈の摂津国内の所領を伝領したと推測される。同じく則村の子息貞範の所領は、赤松系図に「丹波國春日部、播磨國伊川庄以下二十箇所持領」とあるが、丹波國春日部庄上記および播磨國伊川庄上記については、貞範の子孫がその後ながら赤松春日部

と号していることや、丹波安国寺文書、播磨大山寺文書の諸文書に徴して疑いない。その他の所領については十分明らかでないが、播磨国多可庄(○加)の地頭職を保有していたことは確かであり、また大徳寺領播磨国小宅庄(○母)の三職半分を、赤松貞範(入道世貞)が貞宗（一族か）とともに押領し、その非法を止むべきことを幕府がしばしば播磨守護赤松則祐に令していることなどから、莊園所職を侵しつつ、その所領の拡大の進められていることの一端をうかがい得る。また同じく則村の子息の一人である赤松氏範の所領は、赤松系図などに「摂津国中島、同国在馬、備前馬屋郷拝領」とあるが、この記載もほぼ信ずるに足るものであることは、応安元年、安威左衛門入道性威が摂津国江口五ヶ庄の地頭職を宛行された際に、氏範が同庄は中島(成郡)の内であると称して、これを支えていることや、氏範の軍事活動がしばしば摂津中島を中心に行われていること、また氏範が南党として最後に討死を遂げているのが摂津有馬郡と播磨国境の清水寺であつたことなどからも推察される。なお有馬郡はその後、赤松則祐の子義祐（有馬氏の祖）に伝領されている。則村およびその嫡子範資が相ついで卒した後、赤

松氏の惣領として本国播磨の守護となつたのは赤松則祐である。則祐の播磨守護であつた時代は、觀応年間の足利尊氏・直義兄弟の内訌に端を発して、幕府勢力の内部分裂から、觀応・文和・康安・貞治にわたつて、南北両党的争乱が畿内およびその周辺において殊に激しさを加えた時期であつたが、この争乱の経過の中にあつて、則祐は、觀応二年の後半一時南軍に投じたことがあつたが、觀応三年以後は終始足利將軍尊氏・義詮に密着した有力なる与党として行動し、この戦闘の間に領国播磨国内の在地領主層の守護被官への組織化を進めつつ、播磨守護としての領国支配権を強化せしめて行くとともに、一方、播磨守護家赤松氏の室町幕府内部における確乎たる地位をも、この間に約束づけられたといつてよい。そして貞治の兵乱がおさまつた後、播磨守護職に加えて、備前守護職が則祐に与えられている。則祐が補任される以前の備前守護は松田氏の動向があいまいであり、南党名師義の軍に備前国内を廣捲されたことの責を問われて備前守護を免せられ、それに対しても南國播磨守護赤松則祐の累年の勲功、殊に康安元年、南軍の京都攻略の際、

將軍義詮の幼児義満を則祐が播磨白旗城に保護した功績⁽¹⁾などにより、松田氏に代つて備前守護職が附与されたものであらう。則祐の遺跡は嫡子義則が嗣いだが、義則の時代には播磨・備前守護の他に、山名氏の明徳乱の結果、明徳三年正月、山名義理の旧領国美作国の守護職が恩賞として更に附加せられて、ここに赤松惣領家の領国は播磨・備前・美作三国に拡大されるとともに、ついで義則は幕府の重職たる侍所別当の地位を得て、いわゆる四職家として、室町幕府内部における有力なる地位も確立されるに至つた。⁽²⁾ かくして赤松氏は、南北朝分裂のはじめ西播の一隅佐用庄における土豪・地頭的領主であつた存在から、南北朝の内乱六十年を経過する間に、その惣領家は播磨・備前・美作三国をその領国として保有し、且つ室町幕府内部においても優位を占める有力なる守護大名へと成長を遂げたのである。

このようにして守護赤松氏の領国支配が拡大されて行くに従つて、その領国支配の基盤となるべき領国内の在地小領主層の掌握、その被官化は、どのように展開されて行つたであろうか。勿論、播磨守護代宇野氏をはじめ得平・間司職を加恩されている。安積盛兼は、宍粟郡北部の安積保

島以下早くより族的結合勢力を形成していた赤松氏の一族が、その直臣団的被官として、領国支配の中核となつたことは当然である。これら直臣団的被官に対する所領給付の状況は、十分に明らかではないが、例えば間島五郎左衛門尉則清は、貞和四年勲功の賞として、揖東郡石見庄三分一并に野口保地頭職を与えられており、また得平氏が多可郡安田庄（九条家領）の地頭職を保有し、守護代宇野氏が宍粟郡高家庄・泊野庄などにその給地をもつていたことも確かのようである。かかる赤松一族の直臣団的被官以外の、領国内の地頭・莊官乃至は上層名主などの在地領主層の守護被官への組織化も、南北朝内乱期を経過する間に漸次進められており、例えは島津忠兼・同忠親、安積盛兼、後藤基景、栗生田次郎左衛門尉らのごときは、守護赤松氏麾下の有力なる兵力として早くより行動している。島津忠兼は、その本領は下揖保庄西方地頭職であるが、建武三年以来赤松氏の白旗城軍勢として軍功があつた恩賞として、建武五年、下揖保庄東方地頭職をも給付されており、また貞和五年には揖西郡布施郷の地頭職、觀応二年には更に布施郷下司職を加恩されている。⁽³⁾

に本領を有する西播州北部の土豪ニ在地領主であるが、守護赤松則祐麾下の「赤旗一揆」として一族ともに活躍しており、本領安積保下司公文両職并に三方西公文職、姫道村田畠等を安堵され、以後、嘉吉変の頃に至るまで、安積氏は守護赤松氏の有力なる直臣的被官となつてゐる。⁽¹³⁾後藤基景も、その所領関係は詳らかでないが播磨の在地領主であり、安積盛兼らとともに、終始赤松則祐麾下の「下紅一揆」の人数として多面的な活躍をし、しばしば感状を与えられてゐる。文和三年、石清水八幡宮領播磨國松原庄(○郡)の公文跡を恩給され、公文職に混じて惣庄を押領したといふことで領家との間に紛争を起している後藤筑後入道なども、後藤基景らの一族と思われる。粟生田次郎左衛門尉も、観応の兵乱の頃に赤松則祐の手勢として活動している一人であるが、その恩賞として給付された播磨國田中庄の半済のことに関する莊園領主との間に紛争を起している。田中庄は、もと三宝院門跡賢俊僧正の所領であつたが、賢俊は延文二年六月これを弟子の律師賢宣に譲与している。粟生田氏との間の紛争は、文和二年賢俊の時代から始り、賢宣へ譲与された後も続いているが、その紛争は、粟生田氏が恩賞と

して同庄の半済を給付されたことを足がかりに、地頭と号して下地を押領したということにあるのであつて、結局この紛争は、守護赤松氏の力を背景にもつ粟生田氏に対しても、賢宣は同庄を大徳寺の徳禪寺塔頭正伝庵に寄進しているが、徳禪寺領となつた後も、粟生田氏の押領を遂に退けることは出来なかつたもののようにある。⁽¹⁴⁾

このようにして地頭・莊官乃至は上層名主などの在地領主層が守護の被官として、その掌握下に組織づけられて行くことは、そのことが即ち守護の領国支配権を拡大強化する所以であつたわけであるが、反面、在地領主たちも、幕府権力を背後に担うところの守護の被官となることによつて、既得の所領を安堵され、あるいは新たに恩賞の地を給付され、更には守護の被官たるの権威によつていよいよ莊園所職などを侵しつつ、在地領主としての自己の所領の大をはかつてゐるのである。このような情勢は、南北朝内乱期に、それぞれの守護領国内において、ひとしく進行しているところであるが、播磨国内の形勢について、なお二三の具体例を追うてみると、東寺領矢野庄における那波浦

地頭海老名源三郎・同新左衛門尉、佐方浦地頭七沢左衛門太郎らの例名領家職に対する押領、同じく矢野庄例名内重間・斎藤九郎左衛門尉光泰、あるいは小河民部少輔頭長・同次郎兵衛入道らの違乱については、既にしばしば論及されているところであるが、⁽⁵⁾ 鮑間光泰は、「太平記」によれば、南北朝内乱の初めより赤松則祐の被官として合戦の場に行動を共にしており、矢野庄に対する違乱押妨も、延文五年東寺雜掌頼憲の申状に、「近年鮑間九郎左衛門入道、自守護方、称被宛行兵糧料所、令押知行当庄重藤十六名并公文職等」と述べられてあるごとく、⁽⁶⁾ 守護被官として、守護の権威を背景に負うての行動であるし、小河民部少輔頭長らも守護赤松の家人である。また観応元年六月、矢野庄衆方所務職を競望する僧房深の語らいを得て同庄に乱入した真殿兵衛次郎守高も、守護の被官であつて、「守護被官の権威を以て庄家に乱入し地下を濫妨」したものだといつております。⁽⁷⁾ 一方、彼は矢野庄例名内の是藤名をも僧実円と争っている。また那波源三郎は、文和二年六月、「中津河律師」即ち守護赤松則祐方から矢野庄公田方の預所を押領したと

号して、大勢を率いて公田方に打入つてゐる。その他、八坂法觀寺領英賀散在田并に坂本庄領家職に対する押領二年七月以来濫妨をつづけている英賀備中阿闍梨らの英賀氏一族も、守護被官の飾磨郡南部の土豪⁸ 在地領主であり、播磨国広峯社領土山庄内萩原村地頭職を押妨している浦上孫三郎は、⁽⁹⁾ 赤松氏の直臣的被官浦上氏の一族であろう。また播磨國弘次別府は、仙洞御祈禱料所として祇園社々務執行頭深が押領しているものであるが、永和三年、守護被官人たちが、有晴・能禪らの語らいを得て押領しているので、厳密の院宣を武家に下され、守護方の違乱を停止されたいと訴えている。⁽¹⁰⁾ かくの如き在地領主層の莊園所職に対する侵犯は、南北朝内乱期を通じて枚挙にいとまのない程のものであり、戦乱中の混乱と、守護領国形成期における守護方の在地領主層の掌握、被官化への欲求の勢に乗つて、在地領主層が莊園を侵略しつつ成長して行く姿がここに見られる。このような情勢に対して、室町幕府は莊園領主側からの連々の訴訟によつて、違乱の停止をしきりに守護を令しているが、守護はまた在地領主層の莊園領主との対立を利用しつつ、かれらを守護被官として掌握することによつ

て、領国支配を確実にすることを企図しているものである以上、幕命の遵行も常に遅滞し勝ちであり、また止むことを得ず遵行はしても、「毎度立還于遵行之地、濫妨」というケースが極めて多い。⁽⁵⁾

かくの如き在地領主層の成長と、これら在地領主を被官化することによつて伸長され行く守護の領国支配の展開は、莊園所職を侵し、莊園制を徐々に解体せしめつつ進められて行つたばかりでなく、また領国内に在地せざる武家所領の維持をも困難ならしめてきたことは、当然考え得るところである。このことについては、既に永原慶二氏が、安保文書を引用して、武藏国に本領を有する御家人安保光泰の所領の場合を例にあげ、鎌倉幕府の莊園制的な散在する所領の保持が、南北朝内乱期には困難となつてきることを述べられているが、暦応三年当時、この安保光泰の所領の中、播磨国にあつた佐土余部の内の西志方郷^(南郷)はまだ無事であるが、東志方郷は「雖被成度々御施行、赤松入道円心押領間、訴訟最中也」という状態に陥つている。これと同様の状態は、この安保光泰らの同族でやはり武藏国埼西郡成田郷に本領を有する御家人成田基員の場合にも見ら

れる。成田基員の所領は本領成田郷のほか武藏国内・陸奥国・播磨国などに散在し、播磨国内では須富庄北方地頭職并に則末・友安名を保有しており、この須富庄の地頭職は、祖先丹治実員が承久の勳功賞として恩給され、以後相伝したものであるが、暦応二年当時、「当國に居住せずと称し、闕所たりと号して」赤松次郎入道円心が、大内八郎入道に白旗城合戦の恩賞として宛行つたと幕府に訴えている。⁽⁶⁾この時の訴訟は、足利直義から「於当地頭職者、如元可領掌」と令せられて、一応落居したもののごとくであるが、更に基員の子成田下総守泰員（入道道成）の時に至つて、文和三年以来、守護赤松則祐の被官である河原藏人祐直によつて押領され、度々の訴訟によつて、「被成還補御下文、守護遵行之處、立還致押領」という状態で、明徳四年当時においてもなお河原氏の押領は続いている。結局この所領は、その後応永二年成田泰員は、重代相伝の本領であるが「此間不知行に依り」として、祇園社造営料に十五箇年を限り契約し、十五箇年を過ぎた後は年貢毎年百貫文を祇園宝寿院に永代寄進するという処置をとつてゐるが、事实上放棄したものとみてよいであろう。また幕府の評定衆撰津能秀

は、美濃・土佐・伊豫・備中・伊賀・和泉・上野・武藏・加賀・近江などに分散した所領を保有しているが、明徳三年山名氏の乱後、元美作守護山名義理の旧領美作国布施庄および坪井東郷を近江国内の所領の替として宛行された。

しかし、この新給の美作の所領は早くも押領せられて（新守護赤松氏もしくは在地領主たちに）、宛行されたものの打渡しは容易に遠行されていない。これらの事実は、いずれにしても、守護領国の展開にともなつて、殊に在地領主層の成長の著しい畿内周辺の地域においては、所領の支配体制に新たな再編が進行しつつあることを示すものであろう。

このようにして、成長して行く在地領主層の把握の上に、地域的な封建的領主制が守護領国の中に形成されて行くわけであるが、しかし守護大名のこのようない在地領主層の被官化乃至掌握は、必ずしも容易に進行していくものではない。守護の領国支配の未だ安定しない南北朝内乱期においては、領国内の国人＝在地領主の中には、容易に守護の掌握下に入らない在地領主たちも少なからず存在していた。赤松氏の領国播磨国内においても、暦応二・三年の頃、明石郡押部庄の土豪神沢左衛門尉や揖東郡福井庄西保の地頭

吉川経清（安芸吉川氏の庶流）らは南軍に党して守護赤松勢と戦つており、⁽¹⁴⁾「近年之儀、御敵之城令散在于國中」という情勢であつた。殊に足利氏の内部分裂にともなう観応から文和にかけての兵乱の際には、播磨国内の国人＝在地領主も必ずしも守護方に属せず、飾磨郡広峯社の社家にして土豪である御家人広峯長種・同頼長らが、観応二年足利直義の招きに応じて直義の党石塔頼房の軍に属し、赤松則祐の軍と加東郡滝野城に戦つてゐるのをはじめ、⁽¹⁵⁾守護赤松勢は領国内各所の敵と戦わなければならなかつた。福井庄東保上村地頭吉川経景は、觀応三年には自身は老体病者なりとして代官堀光重を守護赤松の手に参加せしめてはいるが、その後も守護被官としての結びつきは不明確である。国人＝在地領主の動向が不明確な場合、守護がその権力を以てこれに強圧を加え、軍陣への着到を強請してゐる場合もある。暦応三年、東大寺領播磨国加東郡大部庄の預所僧堺賢の申状等によれば、堺賢らは前々より守護の催促に応じてしばしば軍陣に参じ、涯分の軍忠を抽んだにもかかわらず、「其後無沙汰候とて、可被入給主由催促」し、遂に守護使と号して預所に乱入し、「於向後者、不濟寺家之年貢、

每事可隨守護方下知之旨可出請文之由、及噉々譴責之間、沙汰人百姓等少々既棄私宅而令逃散畢」と見えており、このようなケースは他にもしばしばあつたものと考えてよい。

それにしても、播磨国の場合のように、守護赤松氏が本來国内に歴史的な足場をもつた在地領主の出身である守護領国においては、在地領主の掌握、その被官化も比較的困難さは少なかつたと思われるが、備前・美作など、赤松氏の本領に隣接しているとは云つても、在地に足場をもつことの少い新附の領国に対する場合においては、その国人ノ在地領主層の掌握には多くの困難が横たわつていたことは、推測するに難くない。勿論、貞治年間、赤松則祐が備前守護職を押領するとともに、守護代浦上行景・同助景らをはじめとして、直臣的被官を備前に入部せしめ、これらの被官に対する所領の給付とともに、国人ノ在地領主の被官化への努力も当然進められたであろう。随心院文書によれば、永和二年、東大寺領備前國(邑久郡)南長沼庄内の吉富・得益于富・永吉以下の名々を喜多野將監が押領し、度々の仰にもかかわらず事行われずとあるが、喜多野將監は播磨から入部

した赤松氏の直臣的被官であり、守護赤松氏の直轄的支配権の拡大が、その被官の莊園侵略を通じて進められている様をうかがい得るが、一方また祇園社領備前國(鶴見郡)可真本免田や熊野本宮領散在斗餅田に対する中沢・福富氏や小野玄盛一族ら国人たちの累年の押領に対し、「雖被成御教書於守護、更不及遵行之間、所被仰也」として、幕府が康応元年、元備前守護の一族たる松田十郎左衛門尉および須々木備中入道らの備前国内の土豪的在地領主に対して、直接に御教書を下し、国人らの濫妨停止を沙汰すべきことを令していることは、^⑯新守護が新附の領国における国人たちの被官化を進めるために、かれらの押領停止を積極的に遵行することをやはり躊躇しているという面も確かに考えられるが、新附の領国における国人ノ在地領主層の眞の掌握は容易に進め難きことであり、幕府も、むしろ国人中の有力なる土豪的在地領主が群小領主層に対してもつ説得力に期待せざるを得なかつた事情を推察し得るものがある。

て、美作国の場合においても、赤松義則の美作守護補任後、守護代英保立賢以下記吾・魚澄・志水・平位らの赤松氏被官が相ついで播磨より入部して在地を支配しており、明徳四年七月、美作国（英田郡）粟井庄内新免村地頭職并に公文職（新免兵庫助跡）⁽¹⁾が、新守護赤松氏の本国たる播磨一宮伊和神社の修理造営料所として寄進されていることなども、新守護のもとにおける領國化が進められつつあることを示す一例であろう。かくして南北朝内乱期を経過し、明徳乱・応永乱も鎮定されることとも、室町幕府の専制支配の下に、守護領国も、その形成期を経て一応の安定期に入り、ここに室町幕府＝守護領国体制が外形的には確立されたかに見えたのである。

二、室町幕府專制と守護大名

南北朝内乱期を経過して、その間に守護大名の領國支配は外形的には一応確立されたかのごとくに見える。しかし、かくして形成された守護領国は、なお、その内に一貫した封建的ヒエラルヒーの形成された強固な地域的分権的権力として出現したものではなかつた。守護領国が、強固な

地域的分権的権力として純粹の封建的支配秩序を確立することをはばまれていた理由は、一つには、その領国内にお古代的な莊園＝寺社本所領が根強く残存していたことであり、また一つには、領国内の在地勢力の掌握がなお必ずしも確実なるものではなかつたことである。そもそも守護大名の成長と、その領國支配の展開は、その根底において莊園＝寺社本所領の侵略の上に形成されて來たものである。守護の領國內における直轄的支配権も、守護乃至はその直臣団による莊園所職の獲得、あるいは半濟・守護請・守護代官請などの形において、莊園の実質的支配権を掌握することによつて拡大されて行つたものであり、また領國內の国人＝在地領主層を掌握して、これを被官化することも、もともと莊園の地頭・莊官乃至は名主であるところの在地小領主たちが、更に新たなる莊園所職を獲得することによつて、在地勢力を拡大せんとする欲求を、守護という權威によつて保証することによつて進められて來たものである。守護領國の形成期である南北朝内乱期が、守護や守護被官らの、莊園所職に対する違乱、下地の押領、年貢抑留などの非法濫妨に対する莊園領主の側からの訴えの声に満たさ

れていることは、まさにそのことを物語つている。従つて、守護大名の領国支配の徹底、国人＝在地領主層の完全なる掌握は、窮屈においては、古代的支配権力の残存たる莊園＝寺社本所領の全面的な解体の上にこそ成り立つべきものであつた。しかしながら、守護大名の領国支配がこのような方向にむかつて徹底し、守護領国内において強固な封建的支配秩序が確立されることは、室町幕府の支配権力の存立の上からは好ましい方向ではなかつた。室町幕府の專制的支配は、守護大名の連合勢力の上に乗つて存在しているものである。従つて、守護大名がその領国において封建的支配体制を確立し、地域的分権的領主権力を強化することは、すなわち相対的に幕府の専制的支配権力の低下を意味する。このために室町幕府は、守護大名を中央政権の下に掌握し、その専制的支配を確保するためには、守護大名が分権的封建領主化するための条件となるところの、守護領国内における古代的莊園領主権力の全面的破壊を阻止する方向をとらざるを得なかつたのであつて、ここに室町幕府の古代的権力との妥協、すなわち莊園＝寺社本所領の保護政策が、幕府の重要な一貫した方策として打ち出される

こととなる。勿論、基本的には、室町幕府政権は、古代的権力を圧服し、守護大名の領国支配を促進して、その上にこそ成立するものであるから、守護に対しても、あるいは恩賞として莊園所職を附与し、あるいは兵糧料所として半済を与え、あるいは守護の任国における検断権の強化や、使節遵行権を附与しなどして、守護権力の拡大をはかり、莊園領主＝寺社本所の古代的権力を解体せしめる方向をとつて行くが、しかし、それを完全に解体せしめない段階において保護し温存することによつて、守護の分権的封建領主化を阻止し、幕府の専制的支配権力を確保することに利用するという方策をとりつけたのである。建武式目以来の追加に見られるように、室町幕府は尊氏の時代以来、しばしば禁令を発して守護および被官人らの寺社本所領に対する違乱押領を抑制し、守護や在地領主たちの莊園に対する違乱押領についての莊園領主側からの訴訟に対しても、ほとんど必ずといつてよいくらい、守護に対してその「非法濫妨」を停止すべきことを令している。この場合、守護がその指令の遵行を遷延し、もしくは遵行しても「立違押領」というような場合が少くなかつたが、しかし、ともかく幕

府のこのようない寺社本所領保護の政策が、守護領国内に古代的な莊園領主権力（幕府権力と抱合した）を温存せしめて、守護の領主権の強化を大きく阻止する効果のあつたことは確かである。そしてこのことがまた守護の在地領主に対する掌握を不徹底なるものたらしめた。領国内の在地小領主たちは、一応守護の被官乃至はその掌握下に組織づけられたかのごとくでありながら、なお彼らの多くは莊園の所職を帯びる莊官的地位にあるものであり、何らかの形において莊園領主権力の規制をうけており、しかも、莊園領主そのものに独自の力はなくとも、その背景に幕府権力が介在しているのであるから、自然、守護のこれら在地領主層に対する掌握も不確実なるものたらざるを得ない。

かくしてここに守護領国は、南北朝内乱期を経過するとともに、一応安定した領主権が確立されたかのごとくでありながら、その内面の実体は極めて不安定なるものがあり、その分権的権力としての領国支配の不確実さが、ひいては守護大名の守護としての地位そのものの不安定さともなつた。すなわち、守護大名たるの地位の保証は、下からの、領国の在地そのものの確実なる掌握の上に築きあげられた

独自の力のうちにあるのではなくして、上からの、中央政権たる幕府によつて守護に補任されるということ自体に多分に依存しているという、極めて不安な状態のもとにあります。そしてこのことは、中央政権たる幕府の内部において優位を確保し、それによつて守護としての地位を幕府から保証されることの必要から、必然的に守護大名をして幕府権力の下に結集せしめる結果となり、それはやがて室町幕府の專制支配体制をいよいよ強化せしめる方向へと働いて行つたといえる。將軍義満から義持・義教の時代にいたる室町將軍の專制支配は、このような条件の上に成立していたのである。室町幕府＝守護領国制のもつこのようない一般的性格を一応の念頭におきつつ、嘉吉の変を中心とする赤松氏の守護領国に目を注いでみよう。

前章において見たごとく、赤松氏の播磨守護としての地位は既に赤松則村の時代に一応確立され、また則村のあとを襲うて播磨守護となつた赤松則祐の、常に室町將軍の側に密着した行動によつて、播磨守護としての地位はいよいよ不動のものとなるとともに、更に備前守護をも附加された。則祐のあとをうけた赤松義則は、また明徳乱における

る勳功の賞として美作守護を与えられ、ここに南北朝内乱期を経過する間に、赤松氏は播磨作三国を領国として保有する有力なる守護大名に成長するとともに、また侍所別当をも兼ね、四職家あるいは七頭と称せられて、室町幕府内部においても有力なる地位を占め、かくして応永年間、赤松義則の時代における一応の安定した時期を経過した。しかし、この義則の時代における守護赤松氏の領国の外形上の一応の安定は、将軍義満・義持の専制的幕府権力と、この幕府権力に密着して中央の幕府内部において義則の占めている有力なる地位が、これを支えているものであつて、守護大名としての義則の在地勢力の掌握が、その領国内において真に強化されたことを意味するものではない。むしろ守護赤松氏が、幕府権力の一環として室町幕府内部における要職を占め、その生活の場が、ほとんど幕府の所在地たる京都に置かれるようになるに従つて、室町將軍および他の室町幕府の重臣層を形成する守護大名たちとともに、次第に武家貴族的な性格を濃化し、日常の生活も奢侈化の一路をたどりつつあつたことは、「満済准后日記」や「看聞御記」などの記述を通じて明らかに読みとり得るところで

あり、かかる貴族的奢侈的生活の進展は、当然、領国における在地小領主層や一般農民の負担の上に展開されている筈である。また在地領主層の所領拡大への欲求も、政局の安定とともに、幕府権力（古代的莊園領主権力と抱合した）の一環となつた守護大名の手によつて圧殺される場合が多く、⁽⁵⁾ と思われ、守護大名とその領国内の在地との関係は、外形上の一応の安定にもかかわらず、むしろ遊離の度を強め、対立的な条件を深めつつあつたものと考えてよい。

一方、赤松惣領家の中央政権内部における地位の優越は、同時に赤松氏一門の中央における地位をも相応に高めた。西播の一隅の地頭的領主から則村・則祐・義則へと、赤松惣領家が有力なる守護大名に成長するに従つて、則村および則祐の子息たち赤松氏一門も、それぞれ相当の所領を獲得して、地域的領主勢力となつて行つたことは既に前章において見た通りである。このことは赤松氏一門の繁栄である一方、庶流もまたそれぞれの本領を中心に在地小領主を被官化し、各々独立した所領と被官組織をその下に展開せしめて、惣領家から独立した勢力を形成して行くことでもあつた。⁽⁶⁾ そしてこれら庶流も、惣領家の幕府内部における

地位を足場となしつつ、しかも独自の立場において幕府権力に近づき、事あらば惣領家に代る優位を獲得し得る可能性を築きつつあつたと思われる。このことは、守護大名の領国支配権が弱体であり、幕府権力を背後に持ち得てこそその地位も保証され、従つて幕府権力により多く近づくことによつて優位を獲得し得るという室町幕府專制の段階において、当然起り得る事態であつたと云える。そしてかかる事態は、守護赤松氏の領国において現実に赤松義則の没後に起つたのである。

応永三十四年九月廿一日赤松義則が死去するや、同月廿六日、足利義持はその領国のうち、本国たる播磨國を義則の嫡子赤松満祐から召し上げて、これを幕府の料國とした上で、赤松氏一門の赤松持貞（貞範の孫）に預くべき旨を満祐に伝え、満祐がこれを不満として播磨に下国するや、更に他の二つの領国美作・備前をも、持貞の甥赤松貞村および赤松美作守にそれぞれ宛行わんとした。この事件は、其後間もなく、義持が播磨國を与えたとした当人の赤松持貞に、義持の侍女との密通事件のあることを訴えるものがあり、糺明の末、持貞は死を賜るに至つたことによつて、

結局、管領畠山満家の口入もあつて、赤松満祐に三国守護が安堵されて無事落居を見るに至つたところを見ると、要するに、足利義持が、彼に親近する赤松持貞のために、惣領満祐を退けて、これに播磨守護職を与えたものであり、「大乘院日記目録」にも、「越後守（持貞）惣領職事致所望故云々、寵故也」と記しており、^⑯事実、義持の侍女との間に密通事件を起すほど將軍の側近に親近していたことが、彼に播磨守護が与えられんとしたことの理由であつて、室町將軍專制下における守護大名の立場の脆弱性が如実に示されたものと云える。それとともに注目されることは、事の起つて後いくばくもなくして、備前の領国において、守護代小寺氏および小川氏ら守護被官人たちの降参のことが報ぜられていることであつて、これは恐らくは在地勢力の離反のためと推測され、守護の本拠以外の領国における守護代らの、在地勢力掌握の殊に困難であることを物語るものであろう。また本国たる播磨においても、九条家領（多可郡）安田庄において、赤松氏の被官である地頭得平源太が、「播州擾乱」に乗じて「殺害庄主、押領地下云々」^⑰と伝えられており、この事件とともに播磨国内にも相当の

混亂が引き起され、その混亂に乗じて、在地領主層が自己の所領拡大のために独自の動きをしていることが注意せられる。

播磨国一揆としてしばしば言及される永享元年初頭の播磨の擾乱も、ほぼ一年前のこの赤松持貞の事件によつて引き起された播磨国内の混亂の尾をひいたものと見てよいであろう。「薩戒記」は、永享元年正月廿九日の條に、

或人曰、播磨國土民、如旧冬京辺蜂起、國中之侍悉攻之間、諸庄園代加之、守護方軍兵、為彼等或失命、或被追落、一國騒動、希代法也云々、凡土民所不可令侍在國中云々、亂世之至也、仍

赤松(滿裕)入道発向了者、

と伝えている。

もつとも、応永三十四年の赤松持貞の事件と、この永享元年の播磨国一揆との間には、足利義持の死、新将軍義教の襲職という中央における政局の変転が、その間にはさまざまつている。しかも、この將軍義教の襲職に際しては、「満濟准后日記」が伝えるごとく、六条八幡宮の神前に籤を取つて將軍を決定しなければならなかつたようだ。將軍繼嗣の問題をめぐつての複雑な事情が介在していた。このこと

については、既に早く田中義成博士が指摘しておられるように、前將軍義量の没後より、義持の後嗣となつて將軍たらんことを望んでいた関東管領足利持氏を斥けて他に繼嗣を決定した場合、持氏に京都攻撃の口実を与える恐れがあり、この持氏の野望を抑えるために、時の管領畠山満家や満濟准后らが、はじめより義教（青蓮院門跡義円）を決定しつつ、神意によつて決定するというからくりを仕組んだものであつたであろうが、ともかく、かかるからくりを仕組んで將軍後嗣を決定しなければならなかつた程、関東管領との間には微妙な対立が存在していた。しかも、この將軍後嗣の問題に加えて、その後、称光天皇の崩御があり、その跡に後花園天皇を伏見宮家より迎え入れる問題に関しても、南朝後龜山天皇の皇子小倉宮を擁立せんとする南朝遺臣たちの暗躍があり、応永三十五年（正長元年）の中央の政情には、ただならぬ動搖と混亂の気配が見えていた。大乗院門跡尋尊僧正が「日本開白以来土民蜂起是初也(6)」といつたかのいわゆる正長土一揆は、まさに中央政権内部におけるかかる動搖と混亂に乗じて蜂起したものである。正長元年秋、近江・山城・大和へと波及した土一揆、翌永享元

年正月から二月にかけて、播磨および丹波に起つた土一揆、この正長元年秋より翌年春にかけて相ついで畿内およびその周辺に起つた土一揆は、中央の幕府政権内部における混乱と決して無関係ではない。このことは、応永のはじめ以来、守護大名の領国において、たとえ若干の強訴逃散などが見られても一応平静が保たれているかの如くに見えたのは、守護大名の領国内における在地の掌握が真に強固なるものとなつたためではなくして、中央の幕府権力を背後に担い、これと結合した守護権力によつて、在地勢力の動きが抑圧されていたに過ぎないのであつて、さきにもふれたごとく、守護と在地との関係は、表面の安定にもかかわらず、むしろ対立的な条件を深めつつあつたと見られる。従つて、幕府権力そのものの中に動搖が起り、あるいはまた、幕府権力と守護大名との結合に一たび破綻が生じた場合には、このような一揆の形をとつて、在地の力が大きく反撥すべき条件はむしろ根強く育成されつあつたと見てよいであろう。殊に赤松氏の領国播磨においては、既に応永三十年末の赤松持貞の事件とともになう国内の混乱があり、この事件によつて、幕府権力と分裂した守護大名の弱体性

が現実に暴露される一方、守護被官の在地領主の中には、さきの得平氏のごとく、その混乱に乗じて下地押領などの動きを見せているものもある。このような状況のもとに、中央における政情の動搖、京都周辺における土一揆統発の諸情勢に刺戟されて、「侍（守護の直臣的被官）をして國中にあらしむべからず」との勢をもつて、国衆的な莊官以下の在地勢力が土民を率いて「守護方軍兵」に攻撃を加えるといふ事態は、まさに起り得べき条件を十分に胎んでいたといつてよいであろう。この播磨国一揆は、中央の政情も一応の安定を見、また守護赤松満祐の京都よりの軍勢発向によつて、間もなく鎮定を見たようであるが、応永三十四年赤松持貞の事件より永享元年の播磨国一揆蜂起に至るこの一連の事態の推移を通じて、守護大名の地位そのものの不安定さと、また播磨のごとき守護赤松氏の本國たる領国においてさえも、守護大名の在地勢力の掌握の極めて不確実なものであることが、ここに明瞭に示されたということが出来るであろう。

三、嘉吉の変と守護赤松氏の没落

室町將軍義教が守護赤松満祐に弑害された嘉吉の変と、その結果としての守護赤松氏の没落は、これまでにふれてきたとき、室町幕府專制と守護大名との間の不安定なる關係、守護大名の領國支配の弱体性が、もつともあらわに表面化して、一つの破局的な段階を現出したものに外ならない。室町幕府の專制は、將軍義教に至つて外見上その頂点に達した。將軍義教の時代の室町幕府の專制が、殊に將軍專制の色を濃くしたのは、義教の將軍襲職当初における不安なる政情、土一揆の統発、更にその後も尾をひいていたところの関東との対立、後南朝の問題などが、極度に彼の警戒心を刺戟し、將軍が強權を掌握することによつて、これらの不安と動搖を力をもつて抑圧せんとしたものと見てよい。將軍義教は、彼の意に背く者に對しては、極度の専制的強權を振つて用捨なくこれを処斷した。公家衆の中にも、義教の不興を蒙つて籠居を命ぜられ、その所領を没収され、あるいは配流に処せられるもの七十余人に及び、⁽⁶⁾「看聞御記」にも、「履薄冰儀、可恐可恐」とか、「亘刃時節恐怖無極」とかの言葉がしばしば用いられている程であり、また永享七年義教の山門攻（根本中堂炎上）に対して、山門

の事について是非を沙汰すべからずと仰出されたにもかかわらず、煎物商人が頭において此事について談じたなどにより、忽ち召捕られて首を刎られ、「万人恐怖す」といわれ、また義教より金千五百両の用度を課せられた二人の有徳の金商人が、「不所持の由を申し」、その罪により首を刎られるなど⁽⁷⁾、遂には「惡將軍」の声さえ聞えたという。かくのごとき將軍義教の極度の専制的行動は、勿論、守護大名の上にも及んでいるのであつて、永享五年斯波義淳が卒するや、その後嗣であつた斯波持有は、「時宜以外不快、一家總領職事不可叶器用之由」にて斥けられ、當時相国寺の僧籍にあつた舎弟瑞鳳藏主（義郷）を還俗せしめて遺跡を嗣がしめた⁽⁸⁾。また永享十一年京極持光の没後、後嗣たるべき持高は斥けられて、遺跡は叔父高数に与えられ、同年大内持世は、久しく參洛せざ緩急の故をもつて時宜に違い、安芸国の所領一所を削られて、小早川持平外一人に分与された⁽⁹⁾。嘉吉元年正月には、畠山持国も將軍義教の意に違うことがあり、領國河内国に没落出家し、家督は異母弟持永に仰付られ、嘉吉変の起る直前同年六月十八日には、加賀守護富樫教家も、日頃より義教の意に違うことがあり、こ

の日京都を逐電して、家督は弟の喝食(泰高)に仰付られて、いる。⁽⁵⁾かくのごとき、將軍義教の恣意によつて守護大名があるいはその家督を奪われて領国を失い、あるいは所領を削られる事態が相つておつり、殊に永享十二年五月には、以前より義教の意に反する行動の多かつた若狭・三河・丹後三国守護一色義貫および伊勢守護土岐持頼は、あたかも大和の越智氏追討のために出陣中、義教の命をうけた武田信栄・細川持常らのために襲殺され、その領国はそれぞれ、若狭は武田信栄、三河は細川持常、丹後および伊勢両国は義貫の一族一色教親に分与されている。これら一連の事例は、將軍義教の專制的強權の下において、守護大名の領主權が極めて不安定なる状態におとしいれられることを示すものであるが、同様の事態は、守護赤松満祐の上にも早晩起り得べき情勢は既に早くより見えていたのである。既に永享九年二月の頃、赤松満祐の領國のうち「播磨州・作州可被借召之由被仰云々」の噂がしきりに行われ、やがてこれは事なくおきまつたことが「看聞御記」に見えているが、永享十二年三月には、赤松満祐の弟義雅が將軍義教の不興を蒙つて、その所領をことごとく没収され、そ

の一部は兄満祐に付せられたが、他の一部は、赤松氏一門の赤松貞村および管領細川持之の弟持賢に分与される事件が起つてゐる。⁽⁶⁾赤松貞村は、さきに応永三十四年足利義持が赤松満祐の領國を召上げてこれを附与せんとした赤松持貞の甥、赤松春日部家(貞範の系統)の嫡統であり、持貞が將軍義持に親近したごとく、將軍義教の時代、この赤松貞村および、同じく赤松氏一門の赤松満政(赤松大河内家、満祐の叔父満則の嫡子)が、常に將軍の側近にあつて寵遇を得ていたことは、「満濟准后日記」や「看聞御記」などの記事を通じて十分うかがい得るところである。赤松満祐については、既にさきの持貞の事件のことがあり、貞村や満政らの將軍への親近が、彼に大きな不安と猜疑を与えたことは確かであつて、「建内記」に、「於伊豆入道(貞村)播磨守(満政)者、雖一族、与惣領(満祐)別心之間」とい、有馬(満祐の叔父義祐の子持家)も近日満祐との間は不快であるといわれてゐるごとき、赤松氏一門の中に分裂と対立が醸成されていたことは、將軍義教のごとき恣意的な極度の專制の下においては当然引き起さるべき事態であつたといつてよい。しかも今や現実に弟義雅の所領が没収されて、一

門のうちの対立者貞村にその一部が附与されたことは、満祐の疑心を一層高めたであろう。更にこれに引つづいて一色義貫・土岐持頬誅戮の事実を眼前に見せられ、世上においても「赤松入道身上」のことがしきりに「謳歌」されるに至つては、疑心と不安につき上げられた満祐が、遂に將軍弑害の非常手段に出でるに至つたことは、後農光院が、「所詮赤松可被討御企露願之間、遮而討申云々」とい、『自業自得果無力事歟』⁽⁵⁾と冷たい言葉をもつて將軍の死を見送つているごとく、所詮は何時の日か何処にか起り得る事態として世上にも予測されていたことと云つてよいであろう。

かくして將軍義教の專制政治は守護赤松氏の叛逆によつて破れたのであるが、義教の將軍襲職以来の專制政治の強行は、彼としては、それによつて室町幕府の專制的支配権力を強化し、幕府の存立を安泰ならしめんとの意図に出でたものであつたことは勿論であろうが、しかし室町幕府の專制支配は、実は、守護大名の領国に対する支配権を巧みに抑制しつつ中央政権のもとに結集せしめた、その力の均衡の上に展開され得たものであつたにもかかわらず、義教

の好惡のはげしい恣意的な極度の專制の強行によつて、守護家の内部に分裂と対立を生み、殊に、幕府権力の中核たるべき斯波・畠山や京極・一色・赤松などの管領家・四職家をすら分裂せしめて、実は室町幕府の專制支配体制を、みずからその足下において崩しつつあつたと云つてよい。このような中央政権内部に引き起された分裂と破綻は、専制者義教が仆れた後の京都における諸大名の動向の中にも露呈されている。変後、播磨に下国した赤松満祐・教康父子に対する幕府の追討軍の態勢は容易に整わず、七月に入つても「赤松誅罰事、発向遅引、慮外事也、今月中少々可進發云々」⁽⁶⁾という遅々たる状態であり、山名氏を主力として、播磨に対する本格的な行動が開始されたのは漸く八月に入つてからのことであつた。このことは、守護家内部の分裂対立の深化されつつある情勢のもとにおいて、諸大名の重大なる関心は、幕府の権威のために直ちに叛逆者を追討することよりも、むしろ、この混乱に乗じての自己一門の分裂的勢力の動向、更には自己の領国における在地の動向にこそ向けていた筈であり、現に畠山氏においては、さきに將軍義教の不興を蒙つて家督を異母弟持永に奪われ

た畠山持国（入道徳本）が、変後早くも河内より上洛して持永を追わんとする気配を見せ、持永は京都を出奔するといふ急迫した形勢を示している程であつて、諸大名は自己の周囲の形勢をうかがいつつ、進んで追討の軍勢となることを躊躇していたからであろう。ただ山名氏のみひとり赤松追討に積極的であつたのは、赤松氏との領国を隣接し、南北朝内乱期以来の対立者として、かつて明徳乱にはその領国美作国を奪われている事情もあり、今ここに叛逆者赤松追討の名分を負うことによつて赤松氏を斥し、その所領拡大の野望を達し得る絶好の機会と見たからに外ならないであろう。しかも、この山名の軍勢の京都よりの進発に先立つて、山名氏の被官人たちが、「称陣立、乱入洛中土蔵、押取質物等_{云々}^{恣借用}、仍諸土城近日結鼠戸、不取質物致用心、此事山名濫吹以外之次第也」という自由濫妨を繰返していることは、変後ににおける京都の無秩序的混乱を物語るとともに、幕府権力内部に一たび動搖が起つた場合に、被官人ら下層の武士たちの鬱積された反撃的行動が直ちに誘発されてくることを示す事態でもあると見てよいであろう。しかしてかかる事態は、正長の土一揆以来、將軍義教の專制的

永を追わんとする氣配を見せ、持永は京都を出奔するといふ急迫した形勢を示している程であつて、諸大名は自己の周囲の形勢をうかがいつつ、進んで追討の軍勢となることを躊躇していたからであろう。ただ山名氏のみひとり赤松追討に積極的であつたのは、赤松氏との領国を隣接し、南北朝内乱期以来の対立者として、かつて明徳乱にはその領国美作国を奪われている事情もあり、今ここに叛逆者赤松追討の名分を負うことによつて赤松氏を斥し、その所領拡大の野望を達し得る絶好の機会と見たからに外ならないであろう。

一方、播磨における赤松氏の形勢は、赤松追討軍の主力山名勢の八月下旬頃からの本格的な攻撃の開始とともに、九月はじめには書写山麓坂本の城を抜かれ、赤松満祐以下、揖西郡越部庄木山城に立籠つたが、九月十日には木山城も陥落して、赤松満祐・同弟義雅以下自刃を遂げ、満祐の嫡子教康は城を逃れたが、同廿九日伊勢に殺されて、赤松惣領家はここに脆くも潰滅したのである。⁽⁴⁾ これに先立つて、赤松氏の領国美作国においては、七月下旬の頃既に「北美和辺事（万里小路家領苦東郡北美和庄）地下、人相共追散守護被官人了、仍地下無為也」と伝えられ、併和右京亮らの国人_ノ在地領主層も、いち早く守護方に離反の動きを見せており、

八月二十一日には早くも「美作國中朝敵悉退散」の報が山名教清から京都に達する有様であつた。⁽⁵⁾ また備前国においては、「備前國松田并勝田_{各管軍}方_也先日追散赤松勢之處、又卒數多軍勢及合戰」と伝えられており、松田は元備前守護松田

氏の一族であり、勝田は鹿田庄（興福寺領、御野郡）の土豪鹿田氏のことと思われるが、これら備前の有力なる国人^①在地領主層が、直ちに反守護軍として行動していることを知ることが出来る。更に赤松氏の本国である播磨においても、赤松貞村・赤松満政・有馬持家らの一門は、もともと赤松惣領家と分裂し、追討軍の中にその名をつられたのは致し方ないとしても、守護赤松満祐の軍勢が、追討軍の主力山名勢の攻撃の前に、短時日の間にかくも脆くも敗れ去つたことは、要するに播磨国内の守護被官たる在地領主層の十分なる与力を獲得し得ず、強力なる戦闘力として彼らを組織することが出来なかつたことを示すものであつて、幕府権力から分裂した守護大名の、本国以外の領国に対してももとより、その本貫地たる領国においてさえも、在地勢力をその掌握下に堅く組織づけることの出来ない、極めて不安定なる領主権の実体が、この赤松氏没落の経過の中に、まさに如実に暴露されたといつてよいであろう。かくして播磨作三国守護赤松氏は没落し、播磨守護は山名持豊、備前守護は山名教之、美作守護は山名教清にそれぞれ附与せられた。^②一方、赤松惣領家と分裂対立した赤松貞村は、

満祐没落後間もなく卒し、赤松満政のみ、はじめ東播磨三郡を与えられたが、この所領も嘉吉四年山名持豊に奪われて、ここに守護赤松氏の旧領国は全く山名氏の支配下に置かれるに至つた。

嘉吉の変によつて專制將軍義教は仆れたが、それは直ちに室町幕府の專制支配体制の崩壊を意味するものではない。また嘉吉の変の結果としての守護家赤松氏の没落は、勿論、守護領國制そのものの解体ではない。室町幕府^③守護領國制は、この後もなお応仁文明の大乱期に至るまで存続し、赤松氏の守護領國も、この時期の間に再び山名氏に代つて回復されるのであるが、しかし、この嘉吉の変において、赤松氏の守護領國も、この時期の間に再び山名氏に代つて室町幕府^④守護領國体制のもつ内面の矛盾とその脆弱性は明らかに露呈されたといえる。室町幕府專制は、守護大名の中央へ結集された力の上にこそ存在し得ているものであり、その結集に動搖の生ずることは幕府の專制そのものの動搖であること、また一方、幕府権力からはなれた守護の領国支配権もまた極めて不安定なるものであること、つまり、室町幕府と守護大名との間の微妙な力のバランスの上に、その結合した力によつて成立しているのが室町幕府^⑤

守護領国制の姿であつて、その結合の破綻は、すなわち幕府の專制支配、守護の領国支配、そのものの破綻となるものであつた。しかも嘉吉の変によつて示された事態は、まさにそういう破綻が室町幕府＝守護領国体制の中に既に進行しつつあることを現実に暴露したものであつたといえる。しかして、室町幕府＝守護領国制の中に既にあらわれたこの破綻を、結局その解体にまで押し進めて行く力は、それぞれの守護領国内における国人＝在地領主勢力の在地をふまえての成長であることも、この事變に至るまでの在地勢力の動きの中において既に暗示されるものがあつたといつてよい。この国人＝在地領主勢力は、幕府＝守護権力の下において、一応はその支配下に組織づけられているかのごとくでありますながら、この上からの権力組織に僅かでも間隙の生じた場合には、これと対立する力として独自の方向へ動いて行く形勢を既にしばしば示しつつあつたのである。そして、この室町幕府＝守護領国制の底辺において、徐々に成長を遂げつつあつた在地の力が、やがて応仁乱後のいわゆる戦国の争乱の中に、尋尊僧正をして、「近日可然種性ハ被下、凡下国民等ハ令立身、自國他國如此、是併下極上至

也」と痛歎の声を放たしめたごとき、時代を動かす大きな力として表面化して來た時、この在地勢力の下剋上の動きの中に、室町幕府專制、守護領国、更にそれらの中になお包蔵されていた莊園制をも、ともどもに解体せしめつつ、より純粹にして、より強力な地域的封建権力としての分国大名領が形成されてくるのである。

〔後記〕嘉吉の変による守護赤松氏の没落後、赤松一族およびその直臣的被官による赤松氏の旧領国回復の運動は、この後しつゝにつづけられるが、嘉吉の変後間もなく起つた後南朝の神聖奪取事件を間にはさんで、赤松遺臣たちのこの神聖奪還の功に報いるという形においてなされた赤松氏領家の守護大名的地位の回復、そしてやがて応仁の争乱の中に、播磨作の旧領国の回復されて行く過程、しかも、この一応外形的には赤松氏の守護領國の復活と見えた事態の進行は、その底流においては、実は守護代浦上氏ら赤松被官の在地領主勢力としての成長の過程であつたこと、これら応仁前後に再び赤松氏の領国をめぐつて展開されて行く事態の動きも、室町幕府、守護大名、その被官＝在地領主勢力の間の関係、乃至は、室町幕府＝守護領国制より分國大名領への展開の様相をさぐる上の、また一つの手がかりを提供するものと思われるが、これらの問題についての究明は、なお別の機会に稿を改めて

考えてみたい。

- ① 「赤松記」（群書類從卷三九三）
- ② 「大徳寺文書」によれば、元弘三年播磨國浦上庄地頭職が大徳寺に寄進されているが、これは住持宗峯妙超が同庄浦上氏の出自たる所縁によるものであり、翌年妙超はこの地頭職のうち半分（浦上庄下四ヶ村地頭職）を一族浦上為景らに分配している。一方、「龍宝山大徳寺誌」によれば、妙超の母は赤松則村の姉であるとされているから、赤松・浦上両氏の姻戚関係が推定される。
- ③ 「太平記」卷第十二、諸大將恩賞事。
- ④ 「賀茂注進雜記」所収、建武三年十一月十八日足利尊氏御教書。
- ⑤ 「水無瀬宮文書」暦応二年三月廿一日・同五月十八日室町將軍家御教書。
- ⑥ この安堵状の発せられた当時、尊氏は観応の兵乱により備前國福岡庄に在陣中であつて、赤松範資の去就確保のため、特に陣中よりこの安堵状を出したものであろう。
- ⑦ 「赤松文書」延文二年五月一日足利義詮御教書。
- ⑧ 「大徳寺文書」貞治三年八月廿八日・同四年正月廿五日足利義詮御教書、その他。
- ⑨ 「秋元興朝氏所蔵文書」応安元年閏六月十二日室町將軍家御教書。
- ⑩ 「花管三代記」応安二年九月十五日・同十月十日の条、その他。
- ⑪ 「額安寺文書」の貞治三年二月の備前金岡東庄に関する額安寺雜掌良勝の訴状の中に、「当守護松田備前守（信重）」とあるから、貞治三年頃までは松田氏が備前守護であることがわかるが、貞治五年十二月三日付、備前國福岡庄における小国九郎入道の年貢抑留を停むべき旨の幕府の御教書を赤松則祐が遵行しているから（東寺百合文書さ二一一二三）、則祐の備前守護補任は、この間にあると思われる。
- ⑫ 「額安寺文書」の貞治三年二月の備前金岡東庄に関する額安寺雜掌良勝の訴状の中に、「当守護松田備前守（信重）」とあるから、貞治三年頃までは松田氏が備前守護であることがわかるが、貞治五年十二月三日付、備前國福岡庄における小国九郎入道の年貢抑留を停むべき旨の幕府の御教書を赤松則祐が遵行しているから（東寺百合文書さ二一一二三）、則祐の備前守護補任は、この間にあると思われる。
- ⑬ 「太平記」卷第三十八、諸国官方蜂起、附備前事。
- ⑭ 「弘宗定智禪師行狀」
- なお「満濟准后日記」正長二年正月十三日の条に、京都の赤松亭における恒例の松拍子のことについて、「此松はやし事、鹿苑院殿御幼少六歳時云々、播州へ御下向時、為慰申、内者共寄合令風流云々、其以来今日十三百為佳例、赤松亭ニシテ年々松はやし令沙汰來也、当年御所へ被召事、鹿苑院殿御佳例ニ依テ被仰出之」と記している。
- ⑮ 「明徳記」下。
- ⑯ 「南方紀伝」下、応永五年の条に、「此年義満公、定武家三職七頭、准朝廷五攝家七清花、所謂斯波・細川・畠山等三管領執事別當也、七頭山名・一色・土岐・赤松・京極・上杉・伊勢等也、其中、山名・一色・赤松・京極為京都奉行侍所号四職」とある。
- ⑰ 「問島文書」貞和四年十二月廿六日室町將軍家下文。
- ⑱ 「御前落居記録」永享四年六月十一日。なお「赤松記」には、

「得平源太則近と申はおほぢ、先に申但馬口にて討死の時まで、保田の庄五ヶ郷少しもまじりなく一円知行致つる」と記している。

(19) 「建内記」嘉吉元年十月廿八日の条。

(20)

「島津文書」（色川本）建武五年二月七日・同八月十三日赤松則村舉状 建武五年八月廿一日赤松則村遵行状。

(21) 「島津文書」（後鑑卷三十四所收）貞和五年七月二日室町將軍家下文、「島津文書」（色川本）觀応二年正月廿四日室町將軍家下文。

(22) 「安積文書」（色川本）觀応三年五月日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(23) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(24) 「安積文書」觀応三年五月日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(25) 「安積文書」觀応三年五月日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(26) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(27) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(28) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(29) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(30) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(31) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(32) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(33) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(34) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(35) 「安積文書」文和四年二月五日・文和二年三月日・文和四年卯月日安積盛兼軍忠狀。

(36) 「太平記」卷第八、摩耶酒部瀬河合戦事、三月十二日赤松京合戦事。

(37) 「東寺百合文書」み三三一四八、延文五年十月日東寺雜掌賴憲申状。

(38) 「東寺百合文書」ム学衆奉行引付、觀応元年七月日矢野庄學衆方雜掌光信申状、同ト六一十七五、觀応元年六月日矢野庄名主守高子息慶若丸申状、同ケ一十七、觀応元年六月日是藤名々主僧寅円陳状。

(39) 「東寺百合文書」ム学衆評定引付、文和二年癸巳七月七日の条。

(40) 「法觀寺文書」觀応三年九月三日室町將軍家御教書、文和二年三月十八日赤松則祐遵行状。

(41) 「法觀寺文書」觀応二年六月十八日室町將軍家御教書、「西行雜錄」所收、觀応元年九月廿四日室町將軍家御教書。

(42) 「八坂神社文書」永和三年十月日社務執行頭深代寒晴申状。

(43) 「東寺百合文書」み三三一四八、延文五年九月一日室町將軍家御教書、その他。

(44) 永原慶二氏「日本封建社会論」一九六一・一九七頁、同氏「守護領国制の展開」（社会経済史学十七の二）参照、「安保文書」

(45) 「八坂神社文書」延文二年八月廿一日安保光泰讓状。

(46) 「八坂神社文書」延文二年八月廿七日足利直義下知状、建武元年四月日成田基員申状、その他。

(47) 「八坂神社文書」明徳四年八月日成田下総入道道成代申状。

(48) 「八坂神社文書」延文二年二月廿九日成田道成、正祖連署契約、第四章参照。

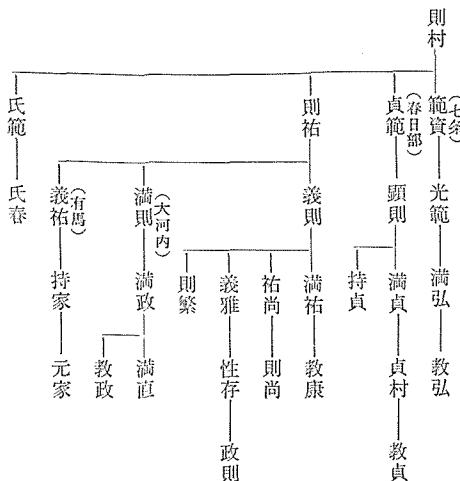
(49) 「八坂神社文書」延文二年二月廿九日成田道成、正祖連署契約、第四章参照。

- (11) 「美吉文書」明徳三年十二月廿五日・同四年二月十一日・同四年七月廿二日室町將軍家御教書、「士林誕文」暦応四年八月七日撰津親秀譲状。
- (12) 「島津文書」(色川本) 暦応二年十月九日島津忠兼軍忠状、「東大寺文書」暦応二年十月廿八日大部庄預所僧堯賢軍忠状、「後藤文書」暦応三年七月四日後藤基景軍忠状、「吉川家文書」「後藤文書」暦応三年七月四日後藤基景軍忠状、「吉川家文書」「東大寺文書」暦応三年七月四日後藤基景軍忠状、「吉川家文書」貞和元年十一月十九日赤松則村請文。
- (13) 「東大寺文書」暦応三年六月二十日大部庄難掌僧堯賢申状。
- (14) 「広峯文書」暦応二年三月晦日広峯長種軍忠状、「西行雜錄」所收、觀応二年三月広峯頼長軍忠状、「太平記」卷第三十九、光明寺合戦事。
- (15) 「吉川家文書」暦応三年五月日吉川経景代堀光重軍忠状。
- (16) 「東大寺文書」暦応三年六月二十日大部庄難掌僧堯賢申状、同日付、音阿書状。
- (17) 「隨心院文書」永和二年十月六日室町將軍家御教書。
- (18) 「八坂神社文書」康応元年九月六日室町將軍家御教書。
- (19) 「伊和神社文書」明徳四年七月二十日赤松義則寄進状。
- (20) 応永以後、莊園侵略に関する訴訟が南北朝内乱期に比して減少していくことは、一面には守護や在地領主層の莊園侵略が一層厳密に行われるに至つたことがあると思われるが、他面、室町幕府の守護領国制の確立とともに、守護を通じての幕令の遵行が一層厳密に行われるに至つたことが推察される。
- (21) 既に南北朝内乱期において、赤松則祐の弟氏範は、文和二年以後二十五年にわたつて常に南党として行動し、惣領家播磨守
- (22) 護赤松則祐や撰津守護赤松光範らと対立している。また撰津守護家赤松氏が大國撰津を領国として惣領家と独立した立場につたことは当然である。ただし、この撰津守護赤松光範は南北朝末期に守護職を召上げられており、応永以後は、赤松春日部家(則祐の兄貞範の系統)・赤松大河内家(義則の弟満則の系統)・赤松有馬家(義則の弟義祐の系統)が、惣領家とともに幕府内部において優位を占めている。
- (23) 「満濟准后日記」応永三十四年十月十一月の諸条。
- (24) 「大乗院日記目録」応永三十四年十月廿六日の条。
- (25) 「満濟准后日記」応永三十四年十月廿九日の条。
- (26) 「御前落居記録」永享四年六月十一日。
- (27) 「満濟准后日記」応永三十五年正月十七・十八日の条。
- (28) 田中義成博士「足利時代史」第十八章。
- (29) 「大乘院日記目録」応永三十五年九月日の条。
- (30) 「満濟准后日記」正長二年(永享元年)二月廿七日の条に見える幕府の御歌御会に、赤松満祐も列席しているから、この頃までには播磨の騒擾は鎮定されたものと見てよい。
- (31) 「薩戒記」永享六年六月十二日の条、その他「看聞御記」永享年間の随所に見られる。
- (32) 同右、永享七年二月八日の条。
- (33) 同右、永享八年十一月二日の条。
- (34) 同右、永享九年十一月六日の条。

- (65) 「満済准后日記」永享五年十一月三十日の条、「師郷記」永享五年十二月一日の条。
- (66) 「薩戒記」永享十一年正月十三日の条。
- (67) 「建内記」永享十一年六月十八日の条。
- (68) 「管見記」および「斎藤基恒日記」嘉吉元年正月廿九日の条。
- (69) 「建内記」および「斎藤基恒日記」嘉吉元年六月十八日の条。
- (70) 「師郷記」永享十二年五月十五日・同六月廿九日の条、「斎藤基恒日記」永享十二年五月十四・十六日の条。
- (71) 「看聞御記」永享九年二月九・十六日の条。
- (72) 「建内記」永享十二年三月十七日の条。
- (73) 同右、嘉吉元年六月廿四日の条。
- (74) 「管見記」永享十二年六月廿一日の条。
- (75) 「看聞御記」嘉吉元年六月廿五日の条。
- (76) 「建内記」嘉吉元年七月六日の条。
- (77) 同右、嘉吉元年七月一・四日の条。
- (78) 同右、嘉吉元年七月十二日の条。
- (79) 鈴木良一氏「純粹封建制成立における農民闘争」（社会構成史体系）第三章参照、「建内記」および「東寺執行日記」嘉吉元年九月の諸条。
- (80) 「建内記」嘉吉元年七月廿八日の条。
- (81) 同右、嘉吉元年八月十四日の条。
- (82) 同右、嘉吉元年八月廿一日の条。
- (83) 「建内記」嘉吉元年九月十二日・同閏九月朔日の条、「赤松記」「嘉吉記」。

- (84) 同右、嘉吉元年八月十四日の条。
- (85) 「斎藤基恒日記」嘉吉元年十月十三日の条。
- (86) 「建内記」嘉吉四年正月廿二日の条。
- (87) 「大乘院寺社雜事記」文明七年五月十日の条。
- (88) (本稿は、昭和三十二年度文部省科学研究費による研究の一部である)

【赤松氏略系】



contracting business was operated as an institution by *Kokuga*, and responsible persons for tax-paying, of whom the leading factor was *Fugō*, obtained the status of “*Fumyō*” (負名) uniformly, and then there appeared *Kōmin* (公民) in the *Kokugaryō* (国衙領) or the territory of local government.

Governing Territory by the *Akamatsu* (赤松) Clan
and the Upheaval of *Kakitsu* (嘉吉)

by

Kyoichiro Mizuno

The period from the Civil War between the north and the south dynasties to the wars between *Ônin* (応仁) and *Bunmei* (文明) was considered as the developing era of *Shugoryokoku* (守護領國) system or the *Muromachi* (室町) Shogunate in the political history. It is the subject of this article to study the relation between the shogunate power and *shugo* (守護) ‘s territorial government, substance of the lord’s power as *shugo* in his territory, and the movement of the resident powers in this period. We take the *Akamatsu* (赤松) ‘s territory as a material, because *Akamatsu* established his territory in this period in the vicinity of *Kinai* (畿内) where the resident powers grew even remarkably, and he was a leading member of the shogunate government and a concerned party of the upheaval of *Kakitsu* which partly led to and disclosed the wreck of the *shugo* ‘s territorial system or the *Muromachi* shogunate; it is fit for our explanation to study the process from the beginning of the *Akamatsu*’s former position as a country samurai in *Harima* (播磨) to the establishment of his territory in *Harima*, *Bizen* (備前), and *Mimasaka* (美作) countries, culminating to his ruin through the upheaval of *Kakitsu*. The contents of our study are as follows; at first how *shugo Akamatsu*’s territory was established, secondly what *Akamatsu*’s government was under the absolute rule of the *Muromachi* shogunate, and then what kind of the wreck *shugo*’s territorial system or the *Muromachi* shogunate disclosed in the upheaval of *Kakitsu*, having its relation with the resident powers.